

## ○サンサーラ利用内規

### (目的)

第1条 本内規は、「佛教大学情報セキュリティポリシー」に基づき、佛教大学（以下「本学」という。）が設置するサンサーラの円滑な利用を図るため、必要な事項を定め、サンサーラの保護と活用ならびに情報セキュリティの確保に資することを目的とする。

### (施設)

第2条 本内規において対象とするサンサーラは、次のとおりとする。

- (1) 紫野キャンパス
  - 1号館（3階東ラウンジ，3階西ラウンジ，5階東ラウンジ）
  - 鹿溪館（1階）
  - 7号館（3階学習情報プラザ）
- (2) 二条キャンパス
  - 1号館（2階）

### (利用者)

第3条 サンサーラを利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) 通学・通信の学部生，大学院生，研究員，研究生，通学・通信の科目等履修生，別科生
- (2) その他，運用管理責任者（以下，「管理責任者」という。）が認めた者

### (利用方法)

第4条 サンサーラの利用方法については、次のとおりとする。

- (1) パソコン
  - (ア) 本学学生の場合は，入学時に各自に配付されたユーザー名（アカウント）・パスワードを入力することにより利用ができる。
- (2) オンデマンドプリンタ
  - (ア) パソコンより出力命令をかけておけば，学生証をかざす，もしくはユーザー名（アカウント）・パスワードの入力により，学内にあるすべてのサンサーラプリンタから出力することができる。

### (利用時間)

第5条 サンサーラを利用できる日，時間は，次のとおりとする。但し，「佛教大学セキュリティポリシー」第34条に該当する場合，その利用を制限することがある。

- (1) 1号館各ラウンジ・鹿溪館，二条キャンパス1号館  
月曜日から日曜日（年末年始を除く）の9時から21時までとする。
- (2) 学習情報プラザ・図書館研究個室  
学習情報プラザおよび図書館の開館時間に準ずる。

### (禁止事項)

第6条 サンサーラにおいて，次の各号に定める行為を禁止する。

- (1) 設置パソコンへの指定機器以外の機器の接続・利用
- (2) 設置パソコン設備，什器および備品等の持ち出し
- (3) コンピュータにインストール済みのソフトウェアの複写等，法律に違反する行為
- (4) 機器を個人で占有する等，共同利用の妨げとなる行為
- (5) パソコン座席上での飲食
- (6) パソコンの維持管理に支障となる一切の行為
- (7) その他，周囲の学習の妨げとなる行為

(パソコン環境)

第7条 サンサーラに設置のパソコン環境については別に定める。

(オンデマンドプリンタを利用できるパソコン)

第8条 オンデマンドプリンタから出力できるパソコンは、次のとおりとする。

- (1) サンサーラのパソコン
- (2) 教室のパソコン
- (3) 大学院演習室のパソコン
- (4) 研究室のパソコン
- (5) 講師控室のパソコン

(印刷ポイント)

第9条 利用者に対しては、印刷ポイントを毎年4月1日に初期値として、大学院生600ポイント、学部生200ポイント、非常勤講師500ポイントを設定する。

2 印刷物の質や量に応じたポイント数を自動的に減じる。

3 当該年度で未使用の印刷ポイント残数は、追加ポイント分も含め次年度に繰越さない。

(印刷ポイント料金の返金)

第10条 卒業・退学などで利用資格を喪失した利用者への料金の払い戻しは行なわない。

(印刷料金)

第11条 印刷料金を次のように定める。

白黒 A4サイズ : 5円/枚 (1ポイント)

白黒 A3サイズ : 10円/枚 (1ポイント)

カラー A4サイズ : 25円/枚 (5ポイント)

カラー A3サイズ : 50円/枚 (10ポイント)

(ジョブの削除)

第12条 投入後24時間を経過した残留ジョブはその日の深夜に自動的に削除する。運用上障害となるジョブは必要に応じ情報システム部が手動で削除することもある。

(設置機器等の弁償)

第13条 利用者が故意または過失により、設置機器、備品等を滅失または段損した場合には、相当の弁償または、現状復帰をしなければならない。但し、管理責任者がやむをえないと認めた場合は、弁償および現状の回復を免除することがある。

(利用の停止)

第14条 管理責任者は、利用者が本内規等に違反した場合は、当該利用者に対しサンサーラの利用を停止することができる。

(改廃)

第15条 本内規の改廃は、情報システム委員会の議を経て、運用実施責任者が決定する。

附則

第1条 本内規は、平成29年4月1日から施行する。

第2条 本内規の施行に伴い、「学内情報系特別教室および「サンサーラ」オープンスペース利用内規(平成15年4月1日施行)は、廃止する。